

公 告

防衛省共済組合鹿屋航空基地支部
支 部 長 牛 若 健 悟

鹿屋市西原3丁目11番2号に所在する海上自衛隊鹿屋厚生センターにおいて、コンビニエンスストア等の出店希望者を下記のとおり募集するので、関係事項を承知の上、申し込まれたい。

記

1 申込に付す事項

(1) 設置業種及び店舗数

コンビニ	1 店舗
食堂	2 店舗
食堂（飲酒提供）	1 店舗
喫茶	1 店舗
理容	1 店舗
制服・用品	1 店舗
酒販売	1 店舗
電気店	1 店舗

(2) 営業時間等

仕様書による。

2 申込参加者の資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の賠償等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているものではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
また、公募に参加しようとする者は、前項の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨の誓約と、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出していただきます。
- (8) 良好な経営実績
- (9) 都道府県知事等の発行した経営免許の保有

3 提出書類

- (1) 企画提案書
- (2) 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
- (3) 営業経歴書
- (4) 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し
- (5) 財務諸表
- (6) 法人税又は所得税に関する納税証明書
- (7) 印鑑証明書
- (8) 会社概要（任意様式、パンフレット可）

4 公募期間（公告期間）

令和6年11月15日（金）～令和6年11月28日（木）

5 募集要領の配付

期 間：令和6年11月15日（金）午前10時00分から

令和6年11月28日（金）午後16時00分まで

場 所：鹿屋市西原3丁目11番2号 海上自衛隊鹿屋航空基地隊厚生隊

6 説明会日時・場所

(1) 説明会

ア 日 時

令和6年11月29日（金）14時から

イ 場 所

鹿屋航空基地隊厚生センター

※ 説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

7 申込者の選定

面接及び書類等審査により総合的に審査を行い採否を決定する。

8 問合せ先

鹿児島県鹿屋市西原3丁目11番2号
防衛省共済組合鹿屋航空基地支部
0994-43-3111 (内線2313)
担当：宮井